

**南国市立小中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年3月

南国市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校現場を取り巻く状況は年々、複雑化・多様化しており、そのなかで教職員の長時間勤務が全国的に問題視されている。この状況を改善するために、学校における働き方改革をこれまで以上に推進するとともに、児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる時間や状況を創り出すことが求められている。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 南国市の現状

南国市では、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）をうけ、県と足並みを揃えて「学校における働き方改革」「チーム学校の推進・強化」「教員等の人事確保に向けた取組」の一体的推進を位置付け取組を進めており、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

取組内容として勤務時間管理、業務の削減や校務分掌の見直し等による教職員間の業務の平準化、南国市部活動ガイドラインに沿った休養日や活動時間の遵守などが挙げられ、南国市教育委員会としては研修会の見直し等も行ってきた。

さらに、教員と事務職員の役割を明確にして分担することで業務の効率化を進めるための「学校徴収金システム」の導入や、余裕を持って児童生徒とかわることができるよう、各種支援員の増員及び業務への準備期間を十分に確保するための「ゆるやかな学期スタート事業」を実施してきた。

こうした取組の結果、南国市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】 ※校務支援システムの数値から算出

	月平均	月45時間を超える割合	月80時間を超える割合
小学校(14校)	月36時間54分	31.2%	4.4%
管理職	月51時間21分	41.4%	12.1%
※管理職以外	月34時間53分	29.7%	3.3%
中学校(5校)	月41時間49分	30.8%	6.4%
管理職	月41時間54分	31.7%	0.8%
※管理職以外	月41時間49分	30.7%	6.9%

※管理職以外には、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、教育事務職員、臨時教員など、校務支援システムで勤怠管理を把握している教職員が含まれる。

小学校及び中学校それぞれ全体では月平均45時間を超えてはいないが、月平均80時間を超える教育職員が存在するなど、教育職員によってばらつきが見られる。日々の授業準備に加え、児童生徒対応や保護者対応、調査や統計等における回答業務などの負担感が大きくなっており、これらの課題に対する解決策を具体的に示し、かつ実効することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

	目標	小学校	中学校
1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間	30時間程度	36時間 54分	41時間 49分
1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合	100%	64.4%	62.8%
1箇月時間外在校等時間が80時間超の割合	0%	4.4%	6.4%

※上表の数値はすべて令和6年度

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

	目標	令和7年度	令和6年度
高ストレス者の割合	5%以下	12.6%	11.9%
仕事をしていると活力がみなぎるように感じる	平均値 3.5以上	2.7	2.6
自分の仕事に誇りを感じる		3.2	3.1
私たちの職場では、お互いに理解し認め合っている		3.0	3.0

※ストレスチェックの結果より

※平均値 = 4段階評価の合計点 ÷ 回答者数

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

※計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていく。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

南国市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」※を踏まえた業務の見直し

※「学校と教師の業務の3分類」：文部科学大臣が定める『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理
その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針』（令和7年9月）第2章第3節（2）に示された分類。

「学校と教師の業務の3分類」①～⑯のうち、該当業務が少ないものや、既に一定取組が行われているもの等は、項目として挙げていない。参照資料P.9

イ 学校以外が担うべき業務（「3分類」①～⑤関係）

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	各地域の実情を踏まえつつ、PTAやスクールガードリーダー、少年育成センターなど、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととし、地域や保護者が担う体制に委ねる。 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	給食費については、公会計化されている。教材費等の学校預り金については、現在、学校徴収金システムは（希望が丘分校を除く）市内全校において導入しており、負担軽減をはかっている。 今後は、他の徴収・管理業務も公会計化に向けて検討する。
⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境整備や行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務（「3分類」⑥～⑬関係）

⑥調査・統計等への回答	校務支援システムの文書收受機能等を活用することによって、高知県又は南国市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担軽減を今後も継続する。
⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	管理職や情報主任、ICT支援員との協働を促進する。
⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	外部委託を今後も継続する。
⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理	外部委託や代替施設の活用等の可能性を調査し、費用対効果を踏まえて最適な水泳学習の実施方法を検討する。
⑬部活動	<p>運動部活動については令和11年度までに香南、北陵、鳶ヶ池中学校は平日・休日ともに地域展開の完了を目指し、香長中学校も可能な部活動は同様とする。</p> <p>さらに、令和13年度末までに全ての中学校は平日・休日ともに完全に地域展開を完了する。</p> <p>文化部活動についても令和8年度以降、地域展開を見据えた検討を行い、進捗状況や取組について本計画改訂時に反映させる。</p>

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（「3分類」⑭～⑰関係）

⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理	<p>授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（校務支援員）を全校に配置できるようにする。</p> <p>校務支援システムの機能や自動採点技術等、デジタル技術を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。</p>
⑰支援が必要な児童生徒・家庭への対応	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

	<p>教育委員会とこども家庭センターが医療・福祉・警察等の関係機関と学校とのつなぎ役となり、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。</p> <p>医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。</p>
--	---

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

適切な時数の設定	各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1085単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
日課表の工夫	当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
デジタル技術を活用した校務の効率化（校務DX）	校務支援システムやGoogleサイトを活用し、公文書や通知文書等の一元管理、会議の資料のペーパーレス化等の校務DXを推進する。
電話機能の活用	学校や地域の実情に合わせて、勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を設置していく。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

管理職による日常的な配慮	管理職は、教職員の心身の状況を日常的に配慮する。 不調の兆候を早期に把握し、必要に応じて専門機関へつなぐ。
面接指導の実施	1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員や希望教職員への医師による面接指導の実施を継続する。
勤務間インターバル（休息时间）の確保	終業時刻から始業時刻までに、11時間以上の継続した休息時間の確保を推進する。
ストレスチェックの実施率	対象教職員全てが受検することとし、実施率を100%にする。
ストレスチェックの実施後	実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
相談窓口の設置	心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
休暇等の取得促進	計画的な休暇取得を促すとともに、子どもの行事など私的な事情等においても、気兼ねなく休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりや互いに支え合う体制を整える。
定時退校日の推進	学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進する。
一斉閉校期間の設定	長期休業等の期間中に5日間以上の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

本計画を実行性のあるものとするため、以下の事項に取り組み検証を行うことで、さらなる改善を図る。

①進捗状況の把握と公表

取組の着実な実行を図るため、南国市立小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、南国市のHPで公表するとともに、南国市の定例教育委員会及び総合教育会議においても報告することとする。

②首長部局や関係機関との連携

学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、首長部局・関係機関とともに取り組む。

③時間外在校等時間にかかる目標の達成状況の把握

高知県で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、南国市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

④学校に対する個別の支援・指導の実施

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画に掲げる目標が達成できていない又は達成が困難な状況と推測できるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

⑤本計画の周知

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、定期的実施している校長会や教頭会等において管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、南国市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

おわりに

教職員の働き方改革は、子どもたちの学びや育ちを支える基盤です。

南国市教育委員会は、本計画に基づき、学校と連携しながら教職員が安心して働き続けられる学校づくりを着実に進めていきます。

学校と教師の業務の3分類

《学校以外が担うべき業務》

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

《教師以外が積極的に参画すべき業務》

- ⑥調査・統計等への回答 ※学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ※学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ※教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ※教師は授業等に付随して行う日常点検を担、外部委託等も積極的に検討
- ⑩校舎の開錠・施錠 ※副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ※地域住民等の支援や、輪番等を促進
- ⑫校内清掃 ※児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- ⑬部活動 ※部活動の地域展開・地域連携を推進

《教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務》

- ⑭給食の時間における対応 ※食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- ⑮授業準備 ※教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- ⑯学習評価や成績処理 ※採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- ⑰学校行事の準備・運営 ※関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- ⑱進路指導の準備 ※就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ※専門スタッフとの協働等を促進